

「関西総合物流活性化モデル評価委員会」委員会規約

平成 28 年 2 月 15 日

国際物流戦略チーム

「関西総合物流活性化モデル認定事業」実施要領の「3. 認定方法」に定める「関西総合物流活性化モデル評価委員会」に関する規定は、以下の通りとする。

1. 目的

本委員会は、国際物流戦略チームが支援する「関西総合物流活性化モデル」について、申請のあったモデルの認定、支援の方法について審査を行うことを目的とする。

2. 構成員

本委員会は、次の委員（各 1 名）をもって構成する。

- ①学識経験者
- ②（公社）関西経済連合会
- ③国土交通省近畿運輸局
- ④国土交通省大阪航空局
- ⑤国土交通省近畿地方整備局

3. 運営

（1）開催

原則として、当該年度の募集締切後から国際物流戦略チーム本部会合までの間に開催する。また、必要に応じ、臨時に委員会を開催する。

（2）委員の任期

委員の任期は当該事業年度とする。ただし、委員の申出がない限り延長されることとする。

4. 審査

（1）審査方法

本委員会は、応募事業者から提出された「関西総合物流活性化モデル 認定申請書」及び事業企画書を元に、「関西総合物流活性化モデル評価委員会 評価基準」に従い審査する。

（2）応募事業者による追加の説明

必要に応じ、次の方法で応募事業者に対し追加の説明を求めることとする。

- ・事前、又は委員会の場合での資料提出
- ・事前、又は委員会の場合での事業内容に関するプレゼンテーション

以上